タイトル	掘削除去工事において汚染土壌の残存の恐れがあり、工事が中断!					
工種	□調査 対策	フェーズ	計画	☑ 作業中		
対象汚染物質	第一種特定有害物質、第二種特定有害物質、第三種特定有害物質、油類					
土地履歴	□ 宅地 ☑ 工場跡地 ☑ 特定有害物	質使用工場	◯ その他			
説明図	「汚染土壌を取り残していますよ!」					
作業内容	掘削除去による土壌汚染対策工事					
使用機器	バックホウ、ダンプトラック					
不具合事項						
・敷地内の汚染土壌を単位区画毎に掘削除去するに際し、調査結果に基づく数量で発注者と契約をしたが、底面や側						

・敷地内の汚染土壌を単位区画毎に掘削除去するに際し、調査結果に基づく数量で発注者と契約をしたが、底面や側面に区画を超えて汚染範囲と同じ変色などが見られ汚染の残存の恐れがあった。工事を中断して確認したが、発注者とは工事中断や、数量増になった場合の費用負担をめぐってトラブルとなった。

予防措置(計画者、監督者、作業員)

- ・あらかじめ、ボーリング等によって掘削除去範囲を確定させておくべきである。(計画者)
- ・側面管理、底面管理、余掘りについて発注者や担当行政窓口に事前説明しておくべきである。(計画者)
- ・土壌汚染対策工事は不確定要素が大きいため、掘削の状況で余掘りも可能なようなオプション契約を結んでおく。 (計画者)

応急措置

・発注者に立会いを受けて協議の上、疑わしい場合は試料を採取し、分析を行う。その結果、余掘りが発生し、数量増となった場合の取り扱いについて協議する。(監督者、作業者)

その他、留意事項

- ・汚染の取り残しのないように注意を払って掘削をする。(監督者、作業者)
- ・汚染が敷地境界を越えて残存していそうな場合は、一度掘削を止めて発注者、行政と協議する。(監督者)

関連法規等、出典					
キーワード	揮発性有機化合物、重金属等、掘削除去				
発生頻度	□多 □ 中 □ 少	重大性	□ 致命的	□ 重 大	⊠ 軽 微